

特集

男女共同参画社会とは？

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のことです。
 国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、実現するための基本理念や政策、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには 行政だけでなく、住民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を掲げています



お互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現をめざして

～6月23日～29日は男女共同参画週間です～

町の取り組み

令和4年4月、性別による差別がなく、お互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる、一人ひとりが輝く社会を実現することを目的として、男女共同参画社会計画「第3次とよまレインボープラン」を策定しました。

プランの体系

[基本理念] お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる
 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

[重点目標]

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進
- II あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】
- III 誰もが安心して暮らせる社会づくり
- IV 計画の推進

※内容は町HPによって見るすることができます。

